

件 名 医療・介護・福祉職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める
ことについて

要 旨

現在、医療・介護・福祉労働者の多くはコロナ禍を必死に乗り越えたものの、その奮闘に対する対価は一切無く、それどころか賃金は他産業が賃上げ傾向にあるにも関わらず、逆に賃下げ傾向となり格差が拡大してしまっており、心身ともに「もう限界」という極限状態に追い込まれている。こうした状況の下で、とりわけ職場の中心的役割を果たす中堅層が燃え尽き、看護師そのものを辞めてしまうという事態が進行している。「千葉県就業看護職員数（千葉県資料）」によると、35歳～45歳の看護師数の推移は、令和2年度12,216名、令和4年度11,344名、令和6年度10,786名となっており、中堅層の減少が裏付けられている。多くの職場でいびつな職場構成になってしまっており、日常的な職場運営や技術や経験の継承に重大な支障を来している。

このままでは、千葉県内の医療・介護・福祉は早晩崩壊してしまうと言っても過言ではない。そうなれば、多くの県民のいのちや健康、尊厳が守れないことになってしまう。

本年6月には診療・介護報酬の改定が予定され、それぞれの報酬引き上げが予定されているものの、その上げ幅は本体部分でそれぞれ約3%・2%程度で、私たち医療労働組合が要求する10%以上の引き上げにはほど遠く、大幅賃上げどころか他産業との格差を埋める賃上げにさえつながらない。

通常の医療体制さえ維持できない状況では、今後も予想される未知の感染症の流行や大規模自然災害の発生に対して対応できない。日頃も、そして緊急事態が発生した場合にも県民のいのちと健康を守りぬくためには、これまで厳しい職場で踏ん張って来たすべての医療・介護・福祉労働者を励まし、希望と展望を与え離職へと追い込まないこと、医療・介護・福祉が多くの新たな労働者を迎え入れられる魅力ある職場とし、必要な人員を確保することが必要不可欠である。

以上の趣旨から、千葉県として直ぐにできること、そして直ぐに取り掛からなければならない施策として、次項について措置願いたい。

1. 県内全ての医療・介護、福祉労働者の賃金の底上げ（一人当たり基本給50,000円以上、時給300円以上の引き上げ）に充てることのみを目的とした継続的給付金を支給すること。
2. 意見書を内閣総理大臣並びに関係各大臣に提出すること。